

札幌くらし会則の一部改正について

札幌くらし会則（平成8年8月20日設立総会承認）の一部を次のとおり改正する。

第5条中「免除」の次に「し、平成9年度以降の入会者については、当該年度の10月以降入会した会員の当該年度の会費の半額の支払いを免除」を加える。

附 則（平成9年5月24日総会承認）

この会則は、平成9年5月24日から施行する。

改正の趣旨

当該年度の10月以降に入会した会員の会費を当該年度の会費の半額とする規定を追加する改正を行うものとする。

札幌くらし会則一部改正案（新旧対照表）

新 条 文	旧 条 文
(会費) 第5条 会員は、年間2,000円の会費を支払うものとする。但し、初年度入会者の内、平成9年1月以降に入会した会員については、平成9年度分会費の支払いを免除し、平成9年度以降の入会者については、 <u>当該年度の10月以降入会した会員の当該年度の会費の半額の支払いを免除する。</u>	(会費) 第5条 会員は、年間2,000円の会費を支払うものとする。但し、初年度入会者の内、平成9年1月以降に入会した会員については、平成9年度分会費の支払いを免除する。
附 則（平成9年5月24日総会承認） この会則は、平成9年5月24日から施行する。	